

議事要旨(2) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「企業会計基準第 24 号」という。）の公表に伴い、四半期固有の論点など、「四半期財務諸表に関する会計基準」等の改正の検討を行っている旨、また、企業会計基準第 24 号の公表に伴う他の会計基準等の技術的な改正の検討を行っている旨について説明がなされた。引き続き、中條専門研究員より、四半期固有の論点に関する検討の具体的な内容、さらに市原専門研究員より、他の会計基準等の改正案について説明がなされ、次のような質疑応答が行われた。なお、他の会計基準等の改正については、次回委員会において公表議決を予定している旨の補足説明があった。

【四半期固有の論点について】

○第 2 四半期以降に会計方針の変更を行う場合の取扱いについて

- ・ ある委員から、正当な理由による会計方針の変更は、年度の途中であっても認められると理解しているが、第 2 四半期以降に会計方針の変更を行う場合で、当期におけるそれ以前に終了した四半期会計期間に新たな会計方針を遡及適用することができないときは、翌年度の期首から新たな会計方針を適用するという取扱いには違和感がある旨の意見があった。これに対して事務局より、一会計年度において同一の会計方針に基づいた会計処理が求められるという首尾一貫性の観点から、今回の検討では、国際的な会計基準と同様に、一定の制約を設けている旨の回答があった。
- ・ 別の委員から、当該取扱いについては、IFRS が適用されている欧州では半期報告制度である一方、日本では四半期報告制度であるという開示制度の違いを考慮して検討してほしい旨の意見があり、さらに別の委員から、年度の途中で自発的に会計方針を変更する場合は、相応の理由があると考えられるため、新たな会計方針をそれ以前に終了した四半期会計期間に遡及適用できないから会計方針の変更を翌年度まで行わないという取扱いが、財務諸表利用者へ有用な情報を提供しているのか疑問である旨の意見があった。これらの意見に対して事務局より、国際的な会計基準とのコンパジェンスに基づくものであり、開示制度の違いは所与とせざるを得ず、また、第 2 四半期以降における正当な理由に基づく自発的な会計方針の変更は非常に限られると考えているが、当該取扱いについては今後も検討していく旨の回答があった。
- ・ また別の委員から、従来簡便な会計処理を採用していたものを、重要性の増加により、年度の途中から本来の会計方針に変更する場合は、年度の途中から新たな会計方針を適用できるのかという質問があった。これに対して事務局より、会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う簡便な会計処理から本来の

会計処理への変更は、会計方針の変更には該当しない旨が企業会計基準第 24 号で定められているため、その場合には、当該四半期から新たな会計方針を適用し、適及的な取扱いにはならない旨の回答があった。

○遡及適用が実務上不可能な場合の注記情報について

- ・ ある委員から、当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合で、前年度の期首から将来にわたり新たな会計方針を適用しているときの注記について、新たな会計方針による前四半期の影響額のみ記載を求める案を支持する旨の意見があった。

【他の会計基準等の改正】

○実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正部分の表現について

- ・ ある委員から、「在外子会社が会計方針の変更を行うときは、企業会計基準第 24 号第 10 項から第 12 項に準じた注記を行う」という文案について、「会計方針の変更を行うとき」と「未適用の会計基準等の注記を行う」という表現は、結びつかないのではないかという質問があった。これに対して事務局より、既に公表されているが未適用である会計基準等に関する注記を行うということは、将来、会計方針の変更が行われることが予定されているということになるため、当該記載を行っている旨の回答があった。
- ・ 別の委員から、未適用の会計基準等に関する注記について、国際的な会計基準においても当該注記が求められていることを鑑みると、実務対応報告第 18 号に敢えて注記を求める記載を行わなくても良いのではないかという質問があった。これに対して事務局より、企業会計基準第 24 号において、当該注記が求められる「会計基準等」の範囲を定めているが、公開草案に対して「国際的な会計基準は、『会計基準等』に含まれるのか明確として欲しい」旨のコメントが寄せられたことも踏まえ、確認的に記載をしている旨の回答があった。

以 上